

広島県契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

広島県契約規則の一部を改正する規則

広島県契約規則（昭和三十九年広島県規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二十四条（略）</p> <p>2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日（広島県の休日を含める条例（平成元年広島県条例第二号）第一条第一項に規定する県の休日を除く。）以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p>	<p>第二十四条（略）</p> <p>2 契約担当職員は、当該契約につき契約書を作成する場合においては、落札者に前項の規定による通知を受けた日から五日以内に契約書に記名押印させなければならない。ただし、やむを得ない場合は、この限りではない。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年六月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の広島県契約規則の規定は、この規則の施行の日以後に新たに落札決定通知を行う契約の締結について適用し、同日前に落札決定通知を行った契約の締結については、なお従前の例による。